

規程第2号

公益社団法人徳島市観光協会会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人徳島市観光協会（以下「協会」という。）定款第7条の規定による会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員の会費は、定款第7条の規定により次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額1万円以上
- (2) 特別会員 年額5千円以上
- (3) 賛助会員 10万円以上

2 前項第1号及び第2号に規定する年額とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの額とする。

3 年度途中に入会する者にかかる会費についても同額とする。

4 第1項第2号の会員のうち、会長が特に認めた者については会費を免除することができる。

(入会申込み)

第3条 入会申込みは、定款第6条の規定に基づき別に掲げる申込書により申込むものとする。

附則

この規程は、昭和46年11月15日から施行する。

附則

この規程は、公益社団法人徳島市観光協会の設立の登記の日から施行する。

入 会 申 込 書

年 月 日

会 長 名 殿

団体及び所属名

氏 名 印

このたび公益社団法人徳島市観光協会の設立趣意に同意し、次の会費をもって加入いたしたく申込みいたします。

会 費 金 万円也